

◆税務情報

5,000円以下の飲食費の損金算入について ～平成18年度税制改正より～

平成18年度税制改正で交際費課税制度に設けられた「5,000円以下飲食費の損金算入制度」が、この19年3月決算法人の申告書から適用されます。この制度は、「5,000円以下は交際費にならない」と言うようにとられがちですが、そうではなく、本来「交際費」になるものから「一定の要件を満たす飲食費が交際費課税から除かれる。」という認識をすべきです。飲食等に参加した相手先名などが記載できなければ、5,000円以下、例えば1,000円であっても「交際費」になるということです。さらに、もし、税務調査でこの要件に不備があった場合は、「事実の仮想隠蔽」ということになり、“重加算税”の対象となるため注意が必要です。具体的には、一定事項を記載した書類の保存が要件とされていますが、現在公開されている措置法関係通達には書類の形態や記載事項は特に定められていません。国税庁の『交際費等(飲食費)に関するQ&A』を参考に、保存書類の記載事項についてまとめると、おおよそ下記のような事項を記載する必要があるようです。

《交際費等の損金不算入のための保存書類への記載事項》

- ①当該飲食等のあった年月日。
- ②当該飲食等に参加した得意先、仕入先その他事業に関係のある者等の氏名、名称、及びその関係。
※原則、参加者全員分の記載だが、参加者が多数の場合は「〇〇(氏名)社長他30名、仕入先」という表示も可。
また、接待した側の氏名・人数は記載要件とされていませんが、③を考えると記載した方が望ましいでしょう。
- ③当該飲食等に参加した者の数。
- ④当該費用の金額、その飲食店名、及びその所在地。

★上記、①～④の事項が正しく記載されていれば、飲食店が交付する領収書でも保存書類として認められます。18年度の改正で、社外の者との飲食費について5,000円以下は損金算入可という金額基準は明確になりましたが、保存書類の記載事項等が明確でないため、今まで以上に飲食費の詳細把握し、きちんと保存しましょう！！